

議案第64号

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の
一部を改正する条例

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成 27 年加西市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「就労自立給付金」の右に「若しくは進学・就職準備給付金」を加え、「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、生活保護及び児童手当において、個人番号を利用することのできる事務の一部に変更が生じたことから所要の改正を行うもの。

【概要】

- (1) 生活保護世帯へ大学進学時に給付している「進学準備給付金」について、就職時にも給付が可能となる「進学・就職準備給付金」に給付金の名称が変更されたことから、当該給付にかかる事務を追加する。
- (2) 児童手当の所得制限が撤廃され、特例給付が廃止となることから、当該文言を削除する。